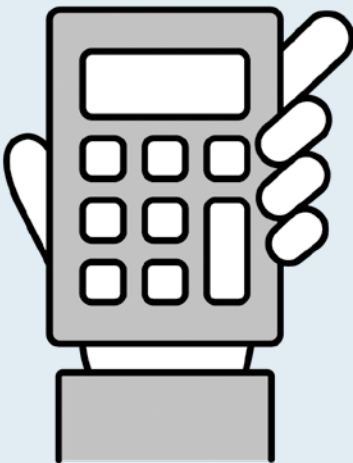


改定前後の
支払い時期

下水道使用料は、市が検針に基づき算定を行っており、算定を行った月の翌月に皆さまからお支払いをいただいています。改定前後の下水道使用料支払い時期は下記のとおりです。

年月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月～令和10年4月	令和10年5月	令和10年6月～
算定 (検針)	現行使用料	一段階目の改定使用料		二段階目の改定使用料	
支払	現行使用料		一段階目の改定使用料	二段階目の改定使用料	



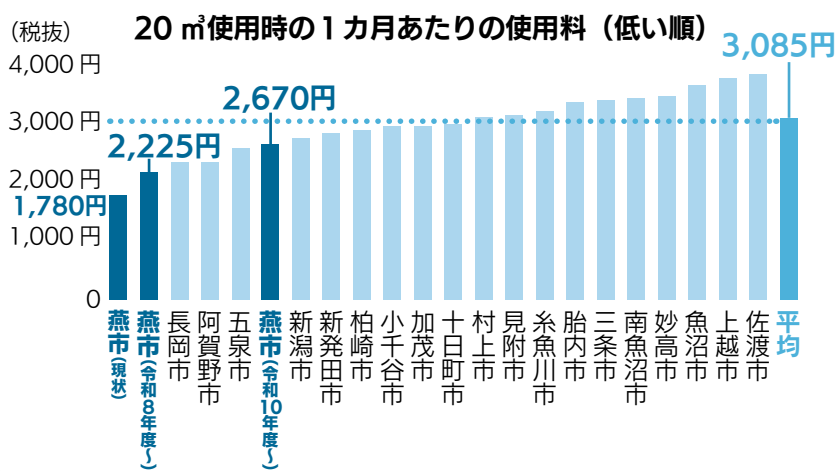
改定後の1カ月あたりの使用料(イメージ)

一般家庭における1カ月あたりの標準的な使用料である20㎡で計算すると改定後の1カ月あたりの使用料(税抜)は下記のとおりです。

令和8年4月分まで 令和8年5月分から 令和10年5月分から

1,780円 ▶ 2,225円 ▶ 2,670円

1カ月20㎡あたりの使用料(税抜)



県内20市比較

一般家庭における標準的な使用量である20㎡使用時の使用料で比較しています。

改定後においても、県内平均より低い水準となります。

開催報告
住民説明会を開催しました

今年7月に燕・吉田・分水の3地区で住民説明会(計9回)を開催しました。下水道使用料見直しに関し、燕市下水道事業の現状や課題のほか、具体的な見直し案などについて説明を行いました。



◀下水道経営戦略に関するホームページ
開催した住民説明会の様子▶



将来にわたり下水道事業の
健全かつ安定した経営を
確保するために実施します

市では、令和8年5月分(6月請求分)から下水道使用料を改定します。なお、急激な負担増を避けるため段階的に改定します。

改定後の使用料は、これまでと同様に県内の他市町村と比べても依然として低い水準にとどまります。市では引き続き効率的な事業運営に努め、健全で持続可能な下水道経営を進めていきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※長辰地区の特定環境保全公共下水道区域を除き、市内全域での実施となります。

下水道使用料
改定についてのお知らせ



■問合せ 下水道課 業務係 ☎77・8293

改定内容

下記のとおり、それぞれ使用料月額を改定します。下水道を使用している人の急激な負担増加とならないように段階的に改定します。

区分		単位	現行	改定時期と改定使用料	
				一段階目	二段階目
				令和8年5月分から	令和10年5月分から
水道汚水	基本料金	10㎡まで	820円	1,025円	1,230円
	従量料金 (1㎡につき)	11～20㎡	96円	120円	144円
		21～50㎡	109円	136円	164円
		51～100㎡	119円	149円	179円
		101㎡～	132円	165円	198円
その他汚水	公衆浴場汚水	11㎡～	8円	10円	12円
		1㎡につき	41円	51円	62円